

「税効果会計に関するQ & A」(平成19年 3月29日公表、平成23年 3月29日最終改正)を次のように改正する。

公開草案	現行								
<p style="text-align: center;">税効果会計に関するQ & A</p> <p style="text-align: right;">平成19年 3月29日 改正 平成21年 4月14日 改正 平成23年 3月29日 最終改正 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 会計制度委員会</p>	<p style="text-align: center;">税効果会計に関するQ & A</p> <p style="text-align: right;">平成19年 3月29日 改正 平成21年 4月14日 最終改正 平成23年 3月29日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 会計制度委員会</p>								
<p>Q14:「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が、平成23年12月2日に公布されました。この改正により、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率が引き下げられ、また、一定期間内、復興特別法人税が課されることとなりますが、税効果会計にはどのような影響がありますか。</p> <p>A:「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後開始する事業年度について、法人税率は30%から25.5%に引き下げられることになりました。また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が同日に公布され、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間(指定期間)内に開始する事業年度(3年間)は、各課税事業年度の基準法人税額の10%が復興特別法人税として課税されることになりました。これらの改正により、法定実効税率は以下のように引き下げられることとなります。</p> <p>(期末資本金の額が1億円超法人に対する東京都の税率の場合)</p> <table border="1" data-bbox="106 1346 1433 1562"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度改正前</th> <th>平成23年度改正後及び復興特別法人税 (平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に開始する事業年度)</th> <th>平成23年度改正後 (平成27年4月1日以後開始事業年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実効税率</td> <td>40.69%</td> <td>38.01%</td> <td>35.64%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 改正後の税率を適用する時期</p> <p>個別税効果実務指針第18項では、「税効果会計上で適用する税率は決算日現在における税法規定に基づく税率による。したがって、改正税法が当該決算日までに公布されており、将来の適用税率が確定している場合は改正後の税率を適用する。」とされています。このため、改正税法が決算日までに公布されている場合、税効果会計上、改正後の税率に基づき算定することとなります。</p> <p>税効果会計に適用される税率が変更された場合には、決算日現在における改正後の税率を用いて、当期首における繰延税金資産及び繰延税金負債の金額を修正する(税効果会計基準注解(注6))ことになりますが、税率の変更が行われた結果生じた繰延税金資産及び繰延税金負債の修正差額は、損益計算書上、税率変更に係る改正税法が公布された日を含む年度の法人税等調整額に加減して処理する(税効果会計基準注解(注7)前段) こととなります。ただし、資産又は負債の評価替えにより生じた評価差額が直接純資産の部に計上さ</p>		平成23年度改正前	平成23年度改正後及び復興特別法人税 (平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に開始する事業年度)	平成23年度改正後 (平成27年4月1日以後開始事業年度)	実効税率	40.69%	38.01%	35.64%	<p style="text-align: center;">(新 設)</p>
	平成23年度改正前	平成23年度改正後及び復興特別法人税 (平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に開始する事業年度)	平成23年度改正後 (平成27年4月1日以後開始事業年度)						
実効税率	40.69%	38.01%	35.64%						

公開草案	現行
<p>れる場合において、当該評価差額に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の金額を修正したときは、修正差額を評価差額に加減して処理するものとする（税効果会計基準注解(注7)ただし書）とされています（個別税効果実務指針第19項）。</p> <p>一方、公布日が決算日よりも後である場合には、「決算日後に税率の変更があった場合には、その内容及びその影響を注記する」（税効果会計基準第四. 4）こととされているため、当該注記を行うこととなります。</p> <p>(2) 回収又は支払が行われると見込まれる期の税率</p> <p>繰延税金資産又は繰延税金負債の金額は、回収又は支払が行われると見込まれる期の税率に基づいて計算するものとし、繰延税金資産については、将来の回収の見込みについて毎期見直しを行わなければならない（税効果会計基準（第二. 二. 1及び2））とされています。このため、期末における将来減算一時差異及び将来加算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリングを実施し、改正税法に基づく将来解消見込年度に適用される税率により繰延税金資産又は繰延税金負債の金額を算定する必要があります。なお、監査委員会報告第66号5の会社分類（例示区分）が①の会社も、上記の考え方に基づき期末における将来減算一時差異及び将来加算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリングを実施した上で、繰延税金資産又は繰延税金負債の金額を算定することとなります。</p> <p>(3) スケジューリングが不能な一時差異の取扱い</p> <p>スケジューリングを行った結果、スケジューリングが不能な一時差異については、当該一時差異等が復興特別法人税課税期間に解消するとはいけないため、復興特別法人税の課税を含まない税率に基づき、繰延税金資産及び繰延税金負債の算定を行うこととなります。</p> <p>また、その他有価証券の評価差額のうちスケジューリングが不能なものについて、その評価差額を評価差損と評価差益とに区分せず、各合計額を相殺した後の純額の評価差損又は評価差益に対して、監査委員会報告第70号I 3に基づき、繰延税金資産又は繰延税金負債を認識する場合、監査上妥当なものとして取り扱うものとされています。この場合における当該純額の評価差損又は評価差益に係る一時差異については、復興特別法人税課税期間に解消するとはいけないため、復興特別法人税の課税を含まない税率に基づき、繰延税金資産及び繰延税金負債の算定を行うこととなります。</p>	

以 上